

指定障害児通所支援事業者等に対する集団指導

④相談支援事業所との連携について

平成28年3月14日
岡山県保健福祉部障害福祉課



「障害児」の相談支援体系

平成24年3月末まで

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

平成24年4月以降

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村による相談支援事業

指定相談支援事業者

※事業者指定は都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援

・支給決定の参考
・対象を拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

サービス等利用計画等

居宅サービス

通所サービス

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)

創設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は市町村長が行う。

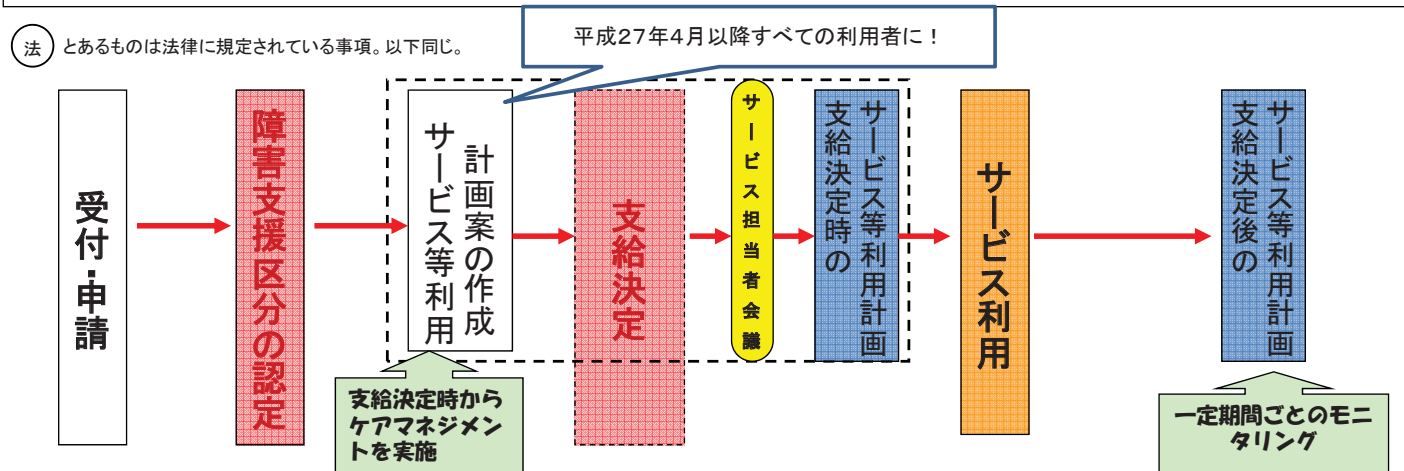
○障害児相談支援(個別給付)
・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

(児)とあるのは児童福祉法に基づいたもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

支給決定プロセスの見直し等

- 法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勧案して支給決定を行う。
 - * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
 - * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書(平成14年3月31日)(障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会)により提言され、その後、* 社会保障審議会障害者部会報告書(平成20年12月26日)においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】 * 記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡(抜粋)

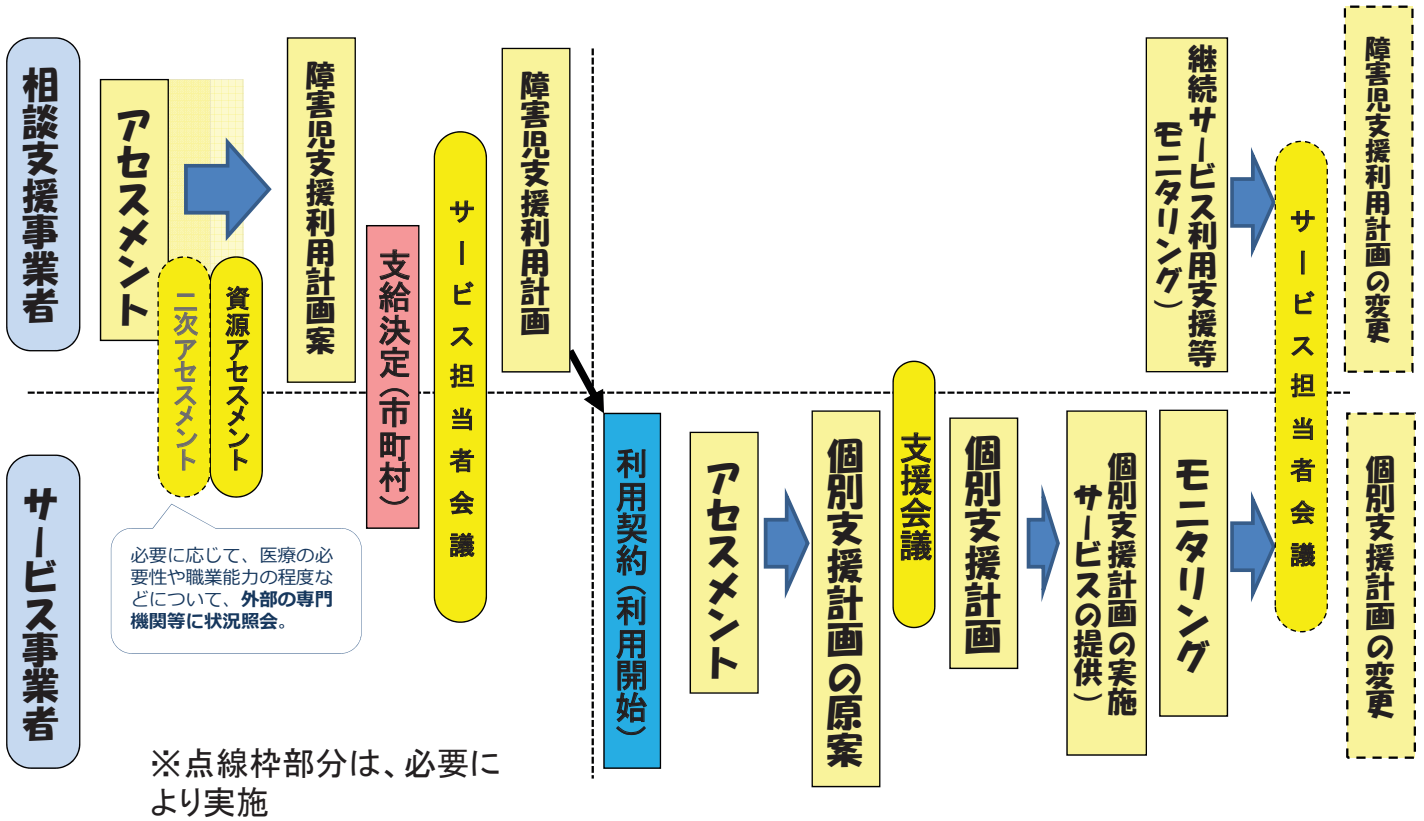
- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせることで、選択肢の拡大につながる
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

- 各市区町村(わがまち)に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。
- そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

指定障害児相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係



相談支援事業所との連携

児童発達支援管理責任者は、相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成する際、**専門的な助言(2次アセスメント)**を依頼される場合もある。利用契約前であっても、相談支援事業所と連携し、適切なサービス等利用計画となるよう協力する。

児童発達支援管理責任者



相談支援専門員



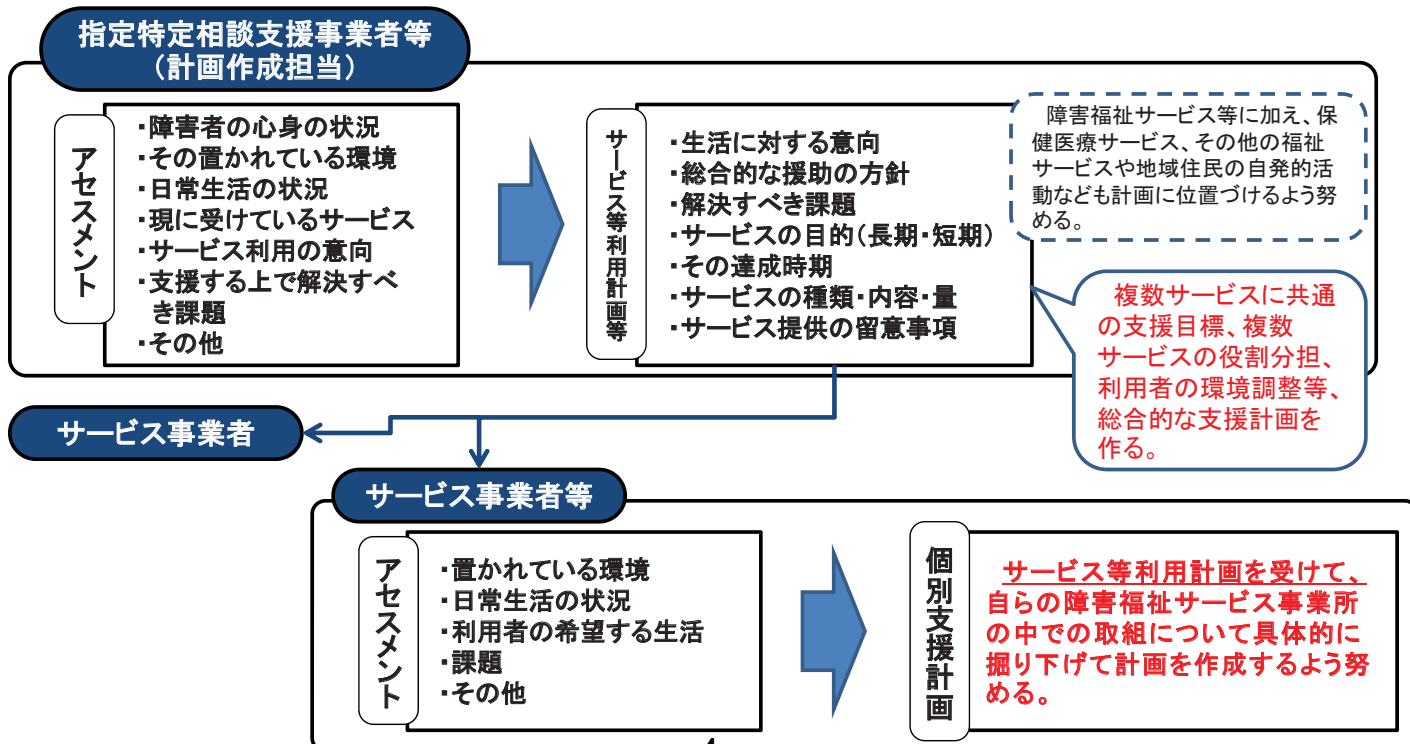
適切な
障害児支援利用計画案

「サービス等利用計画」と「個別支援計画」によるプロセス管理の関係

- ・ 相談支援専門員と児童発達支援管理責任者は、**連携の上、各計画作成を行う必要がある。**
- ・ サービス等利用計画の内容が、サービス提供を受けた利用者の変化やサービス提供事業所の専門的なアセスメントにより修正されることもあり得る。
- ・ 児童発達支援管理責任者は、**組織外の相談支援専門員と連携することで、利用者の権利擁護にもつながることを理解する。**

サービス等利用計画及び障害児支援利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画等については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者等が、サービス等利用計画等における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



「相談支援専門員」・「管理者」・「児童発達支援管理責任者等」の比較

	相談支援専門員	サービス提供事業所	
		管理者	児童発達支援管理責任者等
指定要件	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	1名以上は専任で常勤(新体系) ・専任→特定の業務の主たる担当者として特定されていること。 ・常勤→雇用形態が常勤職員として雇用されていること。(週40時間労働)
対象者像	相談支援事業所の従業者	施設長(管理職)を想定	サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定(管理職でなくても可)
要件	実務経験(3~10年)と相談支援従事者研修(初任者又は現任)を修了した者	社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)	実務経験(3~10年) ・サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修修了 ・相談支援従事者研修(講義部分)受講
責務	利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援、中立・公平な立場からの効率的で適切な障害福祉サービス利用のための支援等	「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」	「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」
業務内容	①生活全般に係る相談、情報提供 ②利用者に係るアセスメントの実施 ③サービス利用計画の作成と変更 ④サービス利用計画の説明と交付 ⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施) ⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 ⑦障害福祉施設等との連携等 ※サービス利用計画の作成にあたっては、インフォーマルなサービスの利用も含め総合的な計画となるよう努めなければならない。	①利用者・市町村への契約支給量報告等 ②利用者負担額の受領及び管理 ③介護給付費の額に係る通知等 ④提供するサービスの質の評価と改善 ⑤利用者・家族に対する相談及び援助 ⑥利用者の日常生活上の適切な支援 ⑦利用者家族との連携 ⑧緊急時の対応、非常災害対策等 ⑨従業者及び業務の一元的管理 ⑩従業者に対する指揮命令 ⑪運営規程の制定 ⑫従業者の勤務体制の確保等 ⑬利用定員の遵守 ⑭衛生管理等 ⑮利用者の身体拘束等の禁止 ⑯地域との連携等 ⑰記録の整備	①個別支援計画の作成に関する業務 ②利用者に対するアセスメント ③利用者との面接 ④個別支援計画作成に係る会議の運営 ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥個別支援計画の実施状況把握(モニタリング) ⑦定期的なモニタリング結果の記録 ⑧個別支援計画の変更(修正) ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩サービス提供職員への技術的な指導と助言 ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

児童福祉法

(通所支給要否決定等)

第二十一条の五の七

4 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

5 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。 ←セルフプランの規定

児童福祉法施行規則

(法第二十一条の五の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十八条の十二 法第二十一条の五の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害児の保護者が法第二十一条の五の六第一項の申請をした場合とする。

(法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十八条の十四 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者(法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。)がない場合又は法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の保護者が次条に規定する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案)

第十八条の十五 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。

附則

(障害児支援利用計画案の提出に関する経過措置)

第五十一条の二 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十八条の十二の規定の適用については、同条中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であって市町村が必要と認めるとき」とする

。

セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)によるモニタリングは実施しないこととする。

相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、従前と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

サービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅すべて)と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングや支給決定の更新又は変更に係るサービス利用支援については当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合(計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

○平成28年3月8日障害保健福祉関係課長会議資料より

「セルフプランにより支給決定を行う場合は、別添の申出書【関連資料3】を参考にして、利用者本人(又は保護者)の意思を明確に確認した上で支給決定をおこなうとともに、必要に応じてモニタリングを行うなど柔軟に対応願いたい。」

関連資料 3

セルフプランの提出について

〇〇市区町村長 殿

私は、障害福祉サービスを利用するにあたり、サービスの支給決定において
 勘案される「サービス等利用計画（案）」について、相談支援事業所に依頼する
 のでなく、自分の意思において、いわゆる「セルフプラン」による提出を希望
 します。

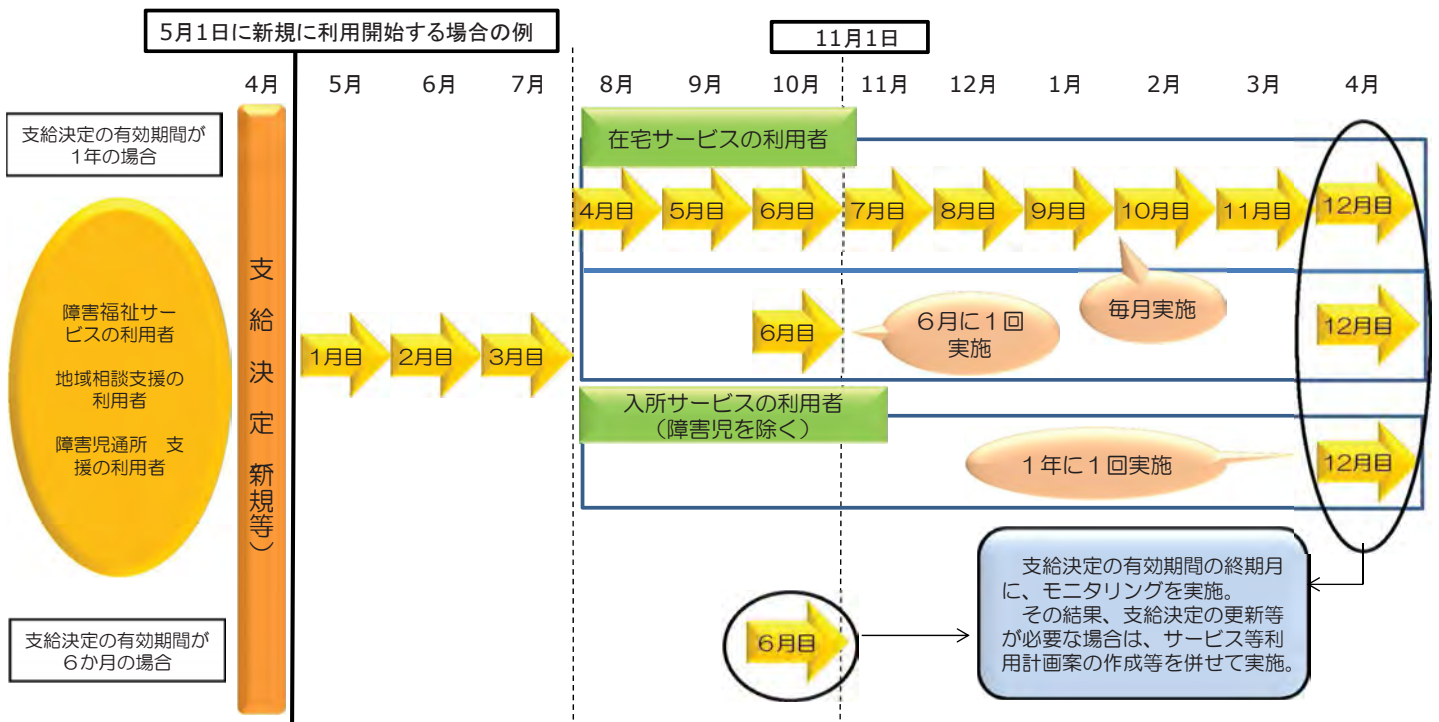
※ セルフプラン提出に関しては、自らサービス調整を図ることや、指定特
 定相談支援事業者からモニタリングが実施されないなど、制度の内容を理
 解し、あるいは十分な説明等を受けています。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

自署記名 _____ 印
 代筆者 _____ 印

モニタリングの標準期間のイメージ

※ 当該期間は、「標準」であり、対象者の状況に応じ「2、3ヶ月」とすること※や、在宅サービスの利用者を「1月に1回」とすること、入所サービスの利用者を「1年に1回以上」とすることなどが想定されることに留意。 ※きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者



特定・障害児相談支援事業者の指定を受ける際の留意点

- 事業者の指定申請に係る相談は、事業所の所在地を管轄する市町村へ。
(特定・障害児相談支援事業者の指定は、県ではなく、市町村が行います。)
- 事業者の指定申請に当たっては、相談支援専門員の資格を有しているかどうかの確認を。
※ 相談支援専門員の資格については、次ページ参照。
 - 実務経験を満たしているか。
 - 研修要件を満たしているか。
(初任者研修を修了した翌年度を初年度として5年度ごとに現任研修の受講が必要)
- 相談支援専門員が他の事業所、施設等の職務と兼務する場合は、兼務が可能かどうかの確認が必要。
- 相談支援専門員は中立性(独立性)が求められる。
(相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務している場合で、プランを作成した結果、利用者が兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合は、以下のやむを得ない場合を除きモニタリング等は当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行う。
 - ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
 - ② 新規支給決定又は変更後、概ね3か月以内の場合 等
- 「障害児相談支援事業者」の指定を受ける場合は、障害者総合支援法に基づくサービス(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所等)と一体的な計画を作成する必要があるため、「特定相談支援事業者」の指定も併せて受ける必要がある。

相談支援関係の情報は、

岡山県障害福祉課 で検索



岡山県障害福祉課ホームページ



障害者総合支援法・児童福祉法(障害児関係)



相談支援事業に関する情報